

## 前橋市観光地域おこし協力隊活動支援等に関する要項

この要項は、「前橋市観光地域おこし協力隊要綱」に基づき市長が委嘱する地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）が行う地域協力活動（以下「活動」という。）に対する助成、支援等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 1 活動環境

#### (1) 活動拠点

市は、下記の場所に事務作業や隊員の打ち合わせ、物品・機材等の保管ができる場所を確保し、活動拠点として設置する。

活動拠点の詳細は以下のとおりとする

所在地：前橋市堀越町1-1-15番地

名称：前橋市大胡支所

施設等：執務スペース（机、椅子等の配置）、ミーティングスペース等

#### (2) 活動場所

隊員が活動する場所は、赤城山の山頂を含む赤城山南麓地域及び特定非営利活動法人 赤城自然塾が日本版DMO法人として活動する地域とする。

また、研修等の参加などで市外において活動する場合がある。

### 2 活動経費に関する助成

隊員が活動するために必要な次の経費について、予算の範囲内で助成する。

#### (1) 住宅借上料に対する助成

隊員が居住するために借り受けた住宅の家賃相当額を助成する。ただし、月額55,000円を限度とする。

#### (2) 通信機器使用料に対する助成

隊員が活動のために使用する自身の通信機器（スマートフォン等）の使用料として、月額6,000円を助成する

#### (3) 車両燃料費に対する助成

隊員が活動において、やむを得ず個人が所有する車両を使用した場合は、車両の燃料費を助成する。

#### (4) 研修等の参加費及び旅費に対する助成

隊員が、活動に必要な研修会等に参加する場合、予算の範囲内でその参加費を助成する

隊員が活動を行うための旅費は前橋市職員等の旅費に関する条例（昭和48年6月25日前橋市条例第31号）を準用し予算の範囲内で旅費を支給する

### 3 活動用物品、備品に対する支援

市は、協力隊が活動で使用する次の物品、備品等について、必要に応じリース契約または購入等により予算の範囲内で調達し貸与する。

#### (1) 活動用車両

#### (2) パソコン等

#### (3) 活動用備品

#### (4) その他活動に必要と認められる物品

### 4 定住へのサポート

協力隊の活動終了後において、隊員が前橋市に定住できるよう各種サポートを行う。

- (1) 移住、定住、地域づくり参加への側面サポート
- (2) 起業支援施策に関する情報提供や活用支援

## 5 傷害保険

協力隊が活動において思いがけない事故やケガにあった際の備えとして、市は傷害保険（個人賠償責任保険を含む）に加入する。

なお、災害補償については、原則隊員の自己責任とする。

## 6 その他

隊員は、市と雇用関係がない「外部協力者」として委嘱するため、雇用保険には加入できない。また、健康保険、年金等については個人で加入することとする。